

令和8年4月1日

建設工事の入札金額見積内訳書に係る杉戸町の取扱いの制定について

労働者への適切な賃金の支払いを目的として、国土交通省が所管する公共工事標準請負契約約款及び埼玉県建設工事標準請負契約約款が一部改正されたことを踏まえ、杉戸町建設工事標準請負契約約款を令和8年4月1日付で改正しました。

つきましては、杉戸町建設工事標準請負契約約款第3条及び第3条の2の取扱いに合わせて、別紙のとおり「建設工事の入札金額見積内訳書に係る杉戸町の取扱い」を制定し、工事入札の開札時に提出される内訳書の様式を改正しましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 建設工事の入札金額見積内訳書に係る杉戸町の取扱いの規定事項

- ・目的、対象、周知方法など
- ・内訳書が未提出又は不備があった場合の対応
- ・労務費ダンピング調査の実施 など

2 労務費ダンピング調査とは？

落札者又は落札候補者が内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、発注者は、開札後速やかにその理由を確認するものとする。また、その理由が合理的でないと判断した場合は、改善措置を講じるよう要請するものとする。

<一定水準の基準>

直接工事費の積算額×中央公契連モデルの係数(0.97)により算出

例)設計金額 1,000 万円(うち直接工事費の設計金額は 550 万円とする)

550 万円×0.97=5,335,000 円

よって、落札者の内訳書に記載された直接工事費が 5,335,000 円を下回っている場合は、契約締結前の段階で理由書の提出を求めるものとする。

3 内訳書の改正事項

適正な施工を確保するためにどのくらいの経費を見込んでいるかを把握できるよう、下記項目を追加する。ただし、埼玉県取り扱いに準じて、当面の間「必ず記入」とはしないものとする。

内訳	追加項目
直接工事費	うち材料費
	うち労務費
間接工事費(現場管理費)	うち法定福利費の事業主負担額
	うち建退共制度の掛け金
一般管理費	うち安全衛生経費

4 取扱いの適用日

令和 8 年 4 月 1 日以降に実施する工事入札から適用する。

※「建設工事の入札金額見積内訳書に係る杉戸町の取扱い」は、下記ホームページに掲載していますので、必要に応じてご参照ください。

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1184.html>

杉戸町管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線 273)